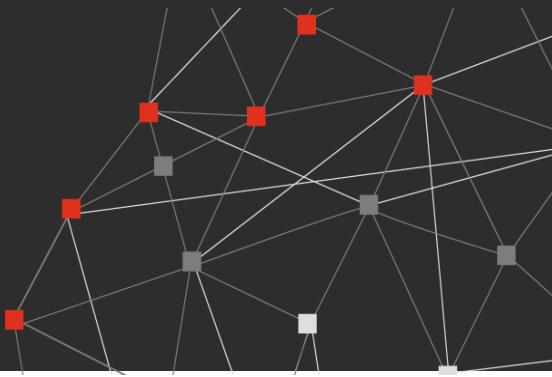


# PwC Tax Insight (No.30/2020)

## 新型コロナウィルス(COVID-19)感染拡大 - 各種税務措置および発行規則

Issued Date: 17 July 2020



新型コロナウィルス(COVID-19)  
の感染拡大により、追加費用控除  
と債務整理が規定されました。

### 追加費用控除

- 2020年7月13日に発効した勅令第707号は、中小企業(SME)に対し2020年4月1日から2020年12月31日までの間に発生する支払利息の50%の追加費用控除を認めています。本恩典は、COVID-19の感染拡大により直接的または間接的に影響を受けた事業者を支援するために導入されたソフトローン措置に基づくものです。中小企業(SME)とは、2019年9月30日以前に終了した会計年度における12カ月全体の収益が5億バーツ以下で、かつ従業員数が200名以下の企業を指します。本税務恩典は歳入局長官が定める基準および条件に従います。

- 2020年7月13日に発効した勅令第708号は、中小企業(SME)に対し、2020年4月から2020年7月の間に社会保障法における社会保険に加入する従業員のうち、月収が15,000バーツ以下の被保険従業員に支払われる賃金に対して200%の費用控除を認めています。賃金は、2020年4月1日から2020年7月31までの間に支払われた金額が対象となります。本税務恩典は歳入局長官が定める基準および条件に従います。

本税制優遇措置の対象となる中小企業(SME)は、以下の条件を満たす必要があります。

- 2019年9月30日以前に終了した会計年度における12カ月全体の収益が5億バーツ以下で、かつ従業員数が200名以下である。
- 2020年4月、5月、6月、7月の月末における被保険従業員数が、歳入局長官が定める事由を除き、2020年3月末と同人数以上を維持している。
- 歳入法に従い発効された従業員に関する費用控除に係るその他の税制優遇措置を、部分的にまたは完全に適用していない。



本規定に基づき税制優遇措置を受ける中小企業(SME)が、その後基準や条件を遵守しない場合、当該税務恩典を受ける権利は消滅し、税制優遇措置が適用された会計期間の課税所得に、費用控除された金額を含めなければなりません。

## 債務整理

2020年7月13日に発効した勅令第709号は、COVID-19の世界的流行において債務者や中小企業(SME)経営者を支援するため、金融機関やその他債権者の債務整理を促進する税制措置を認めています。債務整理は、タイ中央銀行が定める金融機関の債務再編基準に準拠するものでなければなりません。

金融機関の定義は以下のとおりです。

1. 特定の法律により設立された公的金融機関
2. 金融機関事業法に基づく金融機関
3. 資産運用会社法に基づく資産運用会社
4. その他大臣の承認を得て、歳入局長官に認定された法人。

その他債権者の定義は以下のとおりです。

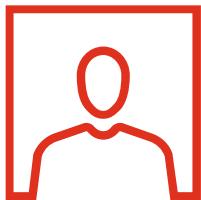
1. 法律上の金融機関以外の債権者で、該当する法律の認可を得てクレジットカード事業、個人ローン事業、ナノファイナンス事業、ピコファイナンス事業の業務を行う会社並びにタイ証券取引所に上場しているハイヤーパーチェス事業、およびリース事業を行う会社。
2. 上記以外の債権者で、債務者の債務整理について債権者である金融機関と共同で交渉を行い、共同して書面による合意を行う者。

債務整理に関わる税務措置は以下のとおりです。

- 金融機関からの債務者および金融機関は、2020年1月1日から2021年12月31日までの間に行われる金融機関の債務整理による契約債務の履行を含む、サービスの提供、商品の売却および資産の移転により生じる収益についての個人所得税、法人税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。
- タイ中央銀行の規定に従い債務整理を行うその他の債権者が、2020年1月1日から2021年12月31日までの間に行う債務免除に伴い、債務者で生じる収益に対し、個人所得税および法人税の免除が認められます。
- その他債権者の債務者およびその他の債権者は、2020年1月1日から2021年12月31日までの間にタイ中央銀行の規定する基準に従って行われるその他債権者の債務整理による契約債務の履行を含む、サービスの提供、商品の売却および資産の移転により生じる収益についての個人所得税、法人税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。
- 金融機関の債務者に対し、担保として抵当権を設定した不動産を譲渡した場合に発生する収益は、不動産の譲渡に伴う契約債務の履行を含み、個人所得税、法人所得税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。  
この場合、債務者は受領した収益をタイ中央銀行が定める基準に従い、債務の残高および契約に基づく債務の金額を超えない範囲で、債務整理を行う金融整理の債権者への返済に充てなければなりません。  
また、不動産の譲渡および債務の履行は、2020年1月1日から2021年12月31日までの間に行わなければなりません。
- 金融機関以外のその他の債権者の債務者に対しては、担保として抵当権を設定した不動産を譲渡した場合に発生する収益は、不動産の譲渡に伴う契約債務の履行を含み、個人所得税、法人所得税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。  
この場合、債務者は受領した収益をタイ中央銀行が定める基準に従い、債務の残高および契約に基づく債務の金額を超えない範囲で、債務整理を行う金融機関以外のその他の債権者への返済に充てなければなりません。  
また、不動産の譲渡および債務の履行は、2020年1月1日から2021年12月31日までの間に行わなければなりません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



**日本企業部 (Direct Telephone)**

魚住 篤志  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
[atsushi.uozumi@pwc.com](mailto:atsushi.uozumi@pwc.com)

武部 純  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
[jun.takebe@pwc.com](mailto:jun.takebe@pwc.com)

名賀石 樹  
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
[tatsuki.nakaishi@pwc.com](mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com)

松下駿太郎  
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)  
[matsushita.shuntaro@pwc.com](mailto:matsushita.shuntaro@pwc.com)

森岡 青紀  
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)  
[aoki.morioka@pwc.com](mailto:aoki.morioka@pwc.com)

玉木 寿典  
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)  
[tamaki.toshinori@pwc.com](mailto:tamaki.toshinori@pwc.com)

小島 大佑  
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
[daisuke.k.kojima@pwc.com](mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com)

川又 麻美  
(0 2844 1321)  
[asami.kawamata@pwc.com](mailto:asami.kawamata@pwc.com)

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。